

覚 書

鶴川駅南北自由通路整備事業（以下「本事業」という。）を推進するにあたり、関連する基本的な事項について町田市（以下「甲」という。）及び小田急電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（総意）

第1条 本事業は、2016年5月26日に甲と乙が締結した「鶴川駅及び駅周辺の再整備の推進に関する協定書」に基づき実施するものであり、甲及び乙は、互いに意志を尊重し、協力し、事業を推進するものとする。

（事業主体）

第2条 本事業は、甲が事業主体となつて行ふ。

（管理主体）

第3条 鶴川駅南北自由通路は、都市計画法の都市施設を前提とし甲が管理主体とする。

（事業範囲）

第4条 本事業の範囲は、別図（「鶴川駅南北自由通路基本計画図」）を基本とし、詳細については、甲及び乙で別途協議するものとする。

（関係者との連携）

第5条 本事業の推進にあたり、甲が主体となつて関係者との調整を図り、乙はこれに協力するものとする。

（費用負担）

第6条 本事業に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（機能補償）

第7条 本事業に係る現状の機能補償については、甲が補償するものとする。

2 前項に係る機能補償の詳細については、甲及び乙で別途協議するものとする。

(駅改良)

第8条 本事業に伴う橋上駅舎化及び改札口の配置については、甲及び乙で別途協議するものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めのない事項又は疑義の生じた場合は、その都度甲及び乙で協議の上処理するものとする。

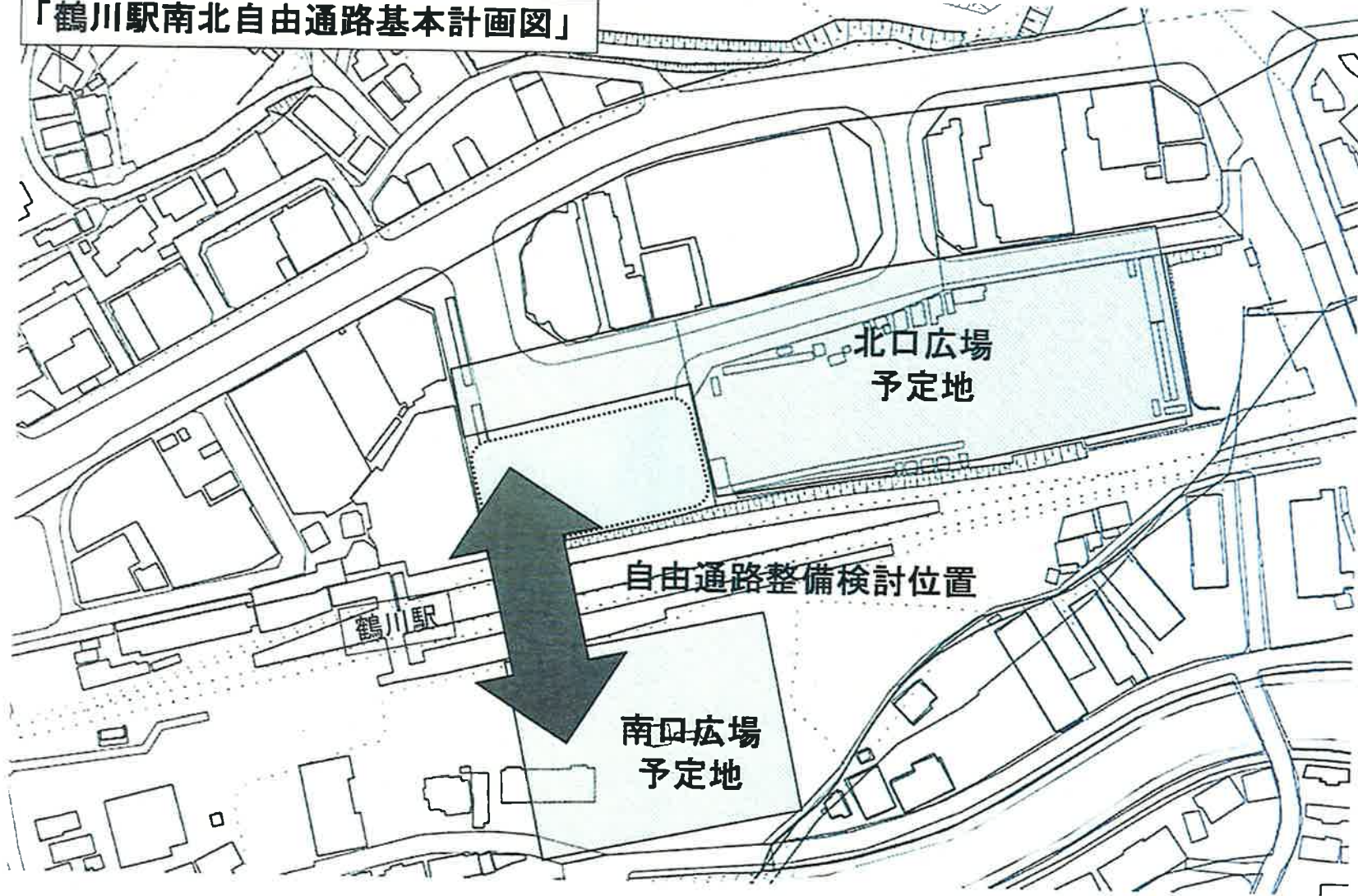
本覚書締結の証として、本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有する。

2017年2月16日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市
市長 石坂 丈一

乙 東京都新宿区西新宿一丁目8番3号
小田急電鉄株式会社
取締役社長 山木 利満

「鶴川駅南北自由通路基本計画図」



別図